

鳥取市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金

防犯対策を支援します!

鳥取市では、60 歳以上の方がお住まいの
住居の防犯対策に必要な費用を補助します。

対象者 鳥取市内で 60 歳以上の方がお住まいの世帯

補助対象 次のいずれかの機器の購入・設置に要する経費

- ・カメラ付きドアホン
- ・防犯カメラ
- ・センサーライト
- ・防犯機能付電話機



くわしくはこちらを
ご覧ください

※補助対象となる機器には機能要件があります。くわしくは裏面をご覧ください。

1 世帯あたり上限 1 万 5 千円、令和 7 年 3 月 27 日以降に購入したもの

申請受付 令和 7 年 5 月 7 日（水）～令和 8 年 1 月 30 日（金）

※予算額に達し次第、受付を終了します

- 申請の流れ**
- ①(申請者)対象機器を購入・設置
 - ②(申請者)必要書類を提出(持参・郵送・電子申請のいずれか)
 - ③(鳥取市)申請内容を確認後、補助金を口座振込

申請受付・ご相談・お問い合わせは協働推進課または各支所地域振興課まで

協働推進課

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町 7 1 番地

(鳥取市役所本庁舎 2 階 2 7 番窓口)

TEL : 0857-30-8177

メール : kyodosuishin@city.tottori.lg.jp

«裏面もあります»

支所	TEL	メールアドレス
国府	0857-30-8652	kf-chiiki@city.tottori.lg.jp
福部	0857-30-8662	fb-chiiki@city.tottori.lg.jp
河原	0858-71-1722	kw-chiiki@city.tottori.lg.jp
用瀬	0858-71-1892	mc-chiiki@city.tottori.lg.jp
佐治	0858-71-1912	sj-chiiki@city.tottori.lg.jp
気高	0857-30-8672	kt-chiiki@city.tottori.lg.jp
鹿野	0857-30-8682	sk-chiiki1@city.tottori.lg.jp
青谷	0857-30-8692	ao-chiiki@city.tottori.lg.jp

申請可能な方

鳥取市内で 60 歳以上の方または 60 歳未満の同一世帯の方

補助対象機器

- (1) カメラ付きドアホン
犯罪の防止を目的として、室内から玄関の来訪者を確認できるモニター機能及びモニター映像の録画機能を備えたもの。
- (2) 防犯カメラ
犯罪の防止を目的として、固定して設置される映像撮影装置、録画装置、その他関連機器で構成されるものであって、次に掲げる要件を満たすもの。
ア 設置場所が住宅の敷地内であつ屋外であること。
イ 撮影範囲が住宅の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。
ただし、やむを得ず住宅の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等の所有者又は使用者に説明を行い、事前に同意を得ていること。
ウ 夜間の撮影が可能な機器であること。
- (3) センサーライト
犯罪の防止を目的として、屋外に固定して設置するもので、人や動物などの熱や動き等を感知して自動的に一定時間ライトを照射する機能を備えたもの。設置に際しては、近隣住民や周囲への配慮を行うこと。
- (4) 防犯機能付電話機
電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「事前予告機能」、「通話録音機能」及び「ナンバーディスプレイ機能」（子機を備えている場合は、子機でも同様の機能を有すること。）の全ての機能を有するもの。

必要書類

- (1) 鳥取市犯罪から市民を守る防犯機器購入補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
 - (2) 誓約書兼同意書（様式第 2 号）
 - (3) レシート、領収書等の写し（購入品名・数量・購入日及び購入代金を支払済であることが確認できる書類）
 - (4) 振込先が確認できる書類（金融機関・支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が記載されている預金通帳又はキャッシュカードの写し）
※申請者本人の口座名義を指定してください。
 - (5) 下記のいずれかの本人確認書類
運転免許証、マイナンバーカード、保険証、パスポート、在留カード
※郵送で申請される場合はコピーしたものを同封し、電子申請で申請される場合はスキャンしたデータまたは写真を送信してください。
- ＜必要書類の受け取り方法について＞
- (1) 及び (2) は、協働推進課または各支所地域振興課の窓口で書類をお受け取りになるか、鳥取市公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

申請方法

- ・鳥取市役所本庁舎協働推進課または各支所地域振興課に**持参**または**郵送**
- ・**電子申請**（様式第 1 号及び第 2 号につきましては、一度印刷した上で署名または記名＋押印した状態のスキャナーしたデータまたは写真を添付してください。それ以外の 3 点は、原本をスキャナーしたデータまたは写真を添付してください。）

＜電子申請 QR コード＞



注意事項

- ・令和 7 年 3 月 26 日以前に購入された場合は、補助の対象となりません。
- ・令和 7 年 1 月 7 日から令和 7 年 3 月 26 日まで実施された鳥取県犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金を受けて防犯機器を設置した世帯の方は補助の対象となりません。